令和８年度

旧耐震住宅除却補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の解体（除却）をおこなう方に補助します。
所有者の１親等以内の親族の方も申請できます。

１．補助の内容

補助金の額　除却費用の 23%、上限 10 万円（千円未満切り捨て）

2．募集期間

受付期間　　令和８年４月１日（水）～令和８年９月 30 日（水）
※申請前に耐震診断が必要です。お早めにご相談ください。
※受付期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

3．申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、帯広市役所６階 建築開発課窓口へ提出してください。（裏面参照）

受付窓口　　帯広市役所６階　建築開発課
受付時間　　８：４５～１７：３０（土・日・祝日の受付は行いません）

4．対象者・対象住宅

（1）対象者

① 補助対象の住宅を所有している方、または、所有者の１親等以内の親族
② 所得※1 を基に計算した規定金額※2 の世帯総額が５５０万円以下（確認できる最新のもの）
③ 市区町村民税を滞納していないこと。
④ 暴力団員等でないこと。
⑤ 過去に当該除却補助金を受けたことがないこと

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を限度に控除した額となります。

（2）対象住宅

① 帯広市内にある、昭和 56 年５月 31 日以前に着工された木造住宅であること。
② 戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の１／２未満のもの）であること。
③ 地上２階建以下の在来軸組構法であること。（地階や 1 階にコンクリート造の車庫等がある住宅は該当しません。）
④ 過去に本事業による補助金交付を受けたことがないこと。
⑤ 原則として国等から他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないこと。
⑥ 耐震診断員が行う耐震診断または帯広市無料耐震簡易診断により、上部構造評点が０．７未満と判定されていること。または旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票により、倒壊の危険性があると判断されていること。

5．工事施工者

① 建設業法の許可または解体工事業登録を受けている者
② 帯広市内に事業所、支店又は営業所を置く法人又は市内に住所を有する個人であること。

6．申請から補助金受取りまで

① 事前相談　※必ず事前にご相談ください。（工事契約等の３カ月前程度）
　・帯広市から国へ補助申請（補助の決定まで、１～２カ月要します。）
② 耐震診断　帯広市無料耐震簡易診断又は耐震診断員による診断
　※すでに耐震診断を受けている場合は、その結果を使用できる場合もあります。診断結果をお持ちになってご相談ください。
③ 国からの補助決定後、申請（9/30 まで）
↓
④ 審査
↓
⑤ 補助金交付決定通知
↓
⑥ 工事着手　※交付決定前の着手(契約等)は補助の対象外になりますのでご注意ください。
　・内容の変更・中止する場合は届出が必要
⑦ 工事完了・実績報告　※提出期限 2/15 までとなります。
　・工事完了後速やかに提出
⑧ 完了検査
↓
⑨ 補助金交付額確定通知
↓
⑩ 補助金請求
↓
⑪ 補助金交付　・指定口座に入金

7．申請に必要な書類

① 帯広市旧耐震住宅除却補助金申請書（様式第 15 号）
② 除却補助申請者の市区町村民税の滞納がないことを証する書類※
③ 除却補助申請者の住民票（世帯全員が記載されているもの）※
④ 除却補助申請者世帯全員の所得証明書※
⑤ 確認通知書の写し、建物の登記簿謄本等により建築年次及び所有者を明らかにする書類
⑥ 申請者が所有者の１親等以内の親族であることが確認できる書類
（所有者が申請する場合を除く）
⑦ 申請者以外の所有者全員の除却工事に係る同意書（申請者以外に所有者がいない場合を除く）
⑧ 耐震診断報告書（耐震診断員又は帯広市無料耐震簡易診断により行ったもの）
⑨ 案内図、配置図、平面図等
⑩ 除却工事費の見積内訳書の写し
⑪ 他の補助制度と重複利用しないことの確認書
⑫ その他市長が必要と認める書類

※　②～④は、①申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前年の１月１日以後転入された場合は③、④の書類添付が必要

8．実績報告に必要な書類

① 帯広市旧耐震住宅除却補助金交付完了実績報告書（様式第 17 号）
③ 除却に係る費用の領収書等の写し、及び契約書の写し
③ 完了写真

9．申請内容の変更や建替え工事を中止する場合

申請内容を変更する場合は、帯広市木造住宅耐震改修補助金等変更申請書（様式第 19 号）に関係書類を添えて申請してください。
中止する場合は帯広市木造住宅耐震改修等補助金中止届（様式第 21 号）提出してください。

10. 帯広市無料耐震簡易診断

帯広市では、市民の地震に対する不安解消と人的被害軽減のため、昭和５６年５月３１日以前に建てられた木造住宅を対象に無料で、耐震簡易診断を行っています。

帯広市旧耐震住宅除却補助金は、申請の前に耐震診断が必要ですが、以下の図面等をご用意いただきましたら、帯広市が無料で診断を行います。

診断に必要な書類・図面

申し込みは、次の①～④のものが全て必要になります。
住宅の劣化状況や敷地の地盤、その他診断に必要な情報について、窓口で聞取りを行い、それをもとに診断を行います。

① 帯広市木造住宅無料耐震簡易診断申込書

② 老朽度の調査部位と診断項目

※ ①と②は、建築開発課窓口にあります。

③ 耐震簡易診断計算に必要な情報が記載された以下の図面

- 各階平面図 （筋交いの位置が明示されているもの）
- 仕上げ表
- 立面図
- 矩計図または断面図

※ 上記の図面と同じ情報が全て得られる資料がある場合は、それらの提出でも可能です。詳しくは、お問合せ下さい。

④ 建築年月日・住宅の所有者が確認できる以下のいずれかのもの

- 確認通知書または検査済証の写し
- 登記事項証明書の写し又は固定資産所有証明書
- 権利証の写し
- その他建築年月日及び住宅の所有者が確認できるもの

お問い合わせ・ご相談窓口

帯広市　都市環境部　建築開発課

帯広市西５条南７丁目１番地

電話：０１５５－６５－４１８１